

中 学 校 特 別 活 動

1 特別活動の特質に応じた見方・考え方

各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、自己及び集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること。

2 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

(1) (知識及び技能)

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動する上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

3 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。
- ② 学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。この学習の過程は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示したものである。
- ③ 特別活動の特質に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。

(2) 内容構成の改善

- ① 特別活動全体の目標と各活動との関係について、それぞれの活動や学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることを示した。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目名においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。
- ② [学級活動]の内容構成について、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるように整理した。中学校において、与えられた課題ではなく学校生活における課題を自分たちで見い出して解決に向けて話し合う活動に、小学校の経験を生かして取り組むよう、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の内容を重視する視点から、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の項目を整理した。

(3) 内容の改善・充実

- ① 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見いだし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にした。各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。
[学級活動]
 - ・ 中学校において「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容を、各項目の関連に配慮して整理した。
 - ・ 学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。
 - ・ 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

〔生徒会活動〕

- ・ 内容の(1)を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」とし、生徒が主体的に組織をつくることを明示した。
- ・ 生徒会活動においてボランティア等の社会参画を重視することとした。

〔学校行事〕

- ・ 中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。
- ・ 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

② 学級活動（給食の時間を除く）の標準授業時数は、年間35単位時間とし、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な授業時間を充てることについて変更はない。

(4) 学習指導の改善・充実

- ① 特別活動の深い学びとして、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ② 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとした。
- ③ いじめの防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場所で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ④ 異年齢集団による交流を重視するとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

4 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- (2) 学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、生徒の発達段階を考慮するとともに、内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間等との指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- (3) 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- (4) 障害のある生徒などについて、学級活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- (5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をする。

5 評価

- (1) 生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に評価を進めていく。
- (2) 生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりする。
- (3) 生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることができるようポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価するなどの工夫をする。なお、生徒の自己評価や相互評価は学習活動であり、それをそのまま学習評価とすることは適切ではないが、学習評価の参考資料として適切に活用することにより、生徒の学習意欲の向上につなげることができる。
- (4) 特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある。その際、特に学習過程についての評価を大切にするとともに、生徒会活動や学校行事における生徒の姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにすることが大切である。

6 移行期間中における留意事項

平成30年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新学習指導要領第5章の規定によるものとする。

(=教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。)